

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>県内全域を対象に、子育て支援パスポート事業を周知し、協賛店舗の掘り起こしを行うことで、「ぎふっこカード」「ぎふっこカードプラス」を利用できる店舗の充実を図るとともに、「社会全体でのこども・子育て支援」の機運醸成を図る。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情の説明</p> <p>子育て家庭応援キャンペーン業務委託については、協賛店舗の獲得、特別企画の実施、子育て応援の機運醸成と複数の要素を組み合わる事業であるため、企画立案や、運営体制などの事業者の能力を評価し選定する公募型プロポーザル方式を採用することが適當である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>「株式会社中広」は、令和8年4月14日に開催した「令和8年度子育て家庭応援キャンペーン業務委託プロポーザル評価会議」において最優秀提案者として選定された者である。 これを受けて、「株式会社中広」と協議を実施し、業務委託に係る仕様を確定した。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。